

# 21世紀民事手続法の新展開

## —企画の趣旨

川嶋四郎

2001年（平成13年）6月12日に公表された『司法制度改革審議会意見書』は、近時における民事司法の新たな全面的展開の起点となったが、その後、民事手続法関係領域におけるいくつかの法律等の制定や改正を経て、現在、非訟事件手続法・家事審判法等の改正を残し、民事手続法の大改革にもほぼ一段落がついた状況にある。

このような近時における民事手続法制の大変革は、利用者のニーズに配慮し、概して、「より利用しやすく、より分かりやすく、より頼りがいのある紛争解決過程」を志向するものであった。現在、刑事司法の領域における裁判員裁判が、国民的な関心を呼び起こし、制度的な定着を見つつあるのに対して、国民や企業等にとっての「法のセイフティネット」とでも評価できる民事司法、とりわけ民事紛争解決手続については、必ずしも十分な救済システムが構築できているわけではないようと思われる。たとえば、法テラス等の創設や少額訴訟手続等により、市民のニーズを汲み上げるシステム設計が実践に移され、個別労働関係紛争の解決制度として、近時新たに労働審判手続が創設されてはいるものの、民事手続のいわば統合的な利便性の向上や個々の手続における高質化等については、様々な課題が存在する。そこで、上記『意見書』の公表から、ほぼ10年が経過した今日、民事手続法学からのマクロ的かつミクロ的な評価作業が不可欠となるのである。

確かに、現在、多くの新たな民事手続法およびその諸制度が、おおむね順調に機能し、相応な運用実績をあげつつあるとも評価することができる。民事紛争に巻き込まれた当事者は、従前と比較して、より公正かつ適切な法的救済を得るため

の多様な機会を享受しえているとも考えられるからである。

ただし、個々の紛争解決過程を眺めた場合に、新たな課題も現実化している。また、制度の創設、法の制定および改正の趣旨が、それぞれの手続領域で必ずしも十分に実現できていない場合や、新たな問題および課題が生じているケースなども見出される。現代社会における市民の多様なニーズの制度的な汲み上げの要請、複雑化した社会状況に対応する法的救済過程の統合的な構築の要請、迅速な紛争解決の理念と充実した納得のいく紛争解決の理念との相剋的状況の止揚の要請、さらには、伝統的な手続理論の限界や障害を克服すべき要請などが、制度・理論と手続実践のあり方に、様々なかたちで具体的な影響を与えているようにも思われる。

1979年（昭和54年）の民事執行法の制定から起算して、30年以上にわたって一連の大規模な民事手続法制の改革が行われてきたが、この特集では、21世紀の新たな司法の処方箋である『意見書』をひとつの起点として、そこでの諸提言の具体化の成否等をも確認した上で、現時点における各手続法領域における新たな課題を析出し、それらを克服するための基本的な方向性を具体的に提示することを目的とする（なお、非訟事件手続、家事事件手続の全面改正については、別の特集を予定している）。

特に、本特集では、21世紀におけるより良き司法の実現を継続的に議論しサポートする契機となることを願って、各論者が、それぞれの自由な視点から、建設的な議論を展開している。

（かわしま・しろう 同志社大学教授）